



平成 22 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証・大証 第1部)
問 合 せ 先 取締役 金井 洋
(T E L 03-3915-7722)

当社連結子会社に対する監督処分（営業の停止）に関するお知らせ

当社の連結子会社である川田建設株式会社は、平成 22 年 8 月 9 日付けで国土交通省より、下記の監督処分（営業の停止）を受けましたのでお知らせいたします。

本件により、株主、お客様をはじめ関係各位に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

当社グループは、この度の処分を厳粛に受け止め、かかる事態を二度と起こさぬよう、コンプライアンスの更なる徹底に真摯に取り組んでまいります。

記

1. 子会社の概要

- (1) 名 称：川田建設株式会社
- (2) 所 在 地：東京都北区滝野川六丁目 3 番 1 号
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 多田勝彦
- (4) 事 業 内 容：建設工事の設計ならびに請負等
- (5) 資 本 金：1,669,250,000 円

2. 処分に至った経緯

川田建設株式会社は、国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局および福島県が発注する P C 橋梁工事に係る同社の行為が、独占禁止法に違反するとして公正取引委員会から審判開始の決定を受け、平成 22 年 5 月 26 日付で同法に違反するとの審決を受け、当該審決が確定しました。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとされ、国土交通省より、同法第 28 条第 3 項の規定に基づき監督処分を受けたものであります。

3. 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止処分

- ①対象範囲：土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- ②対象地域：関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、及び福島県
- ③対象期間：平成 22 年 8 月 24 日(火)から平成 22 年 9 月 7 日(火)までの 15 日間

4. 今後の見通し

現段階で、今回の処分による業績への影響を予想することは困難でありますので、今後の経過を見ながら、業績予想の修正等が必要となった場合には、速やかに情報開示を行います。

以 上